

令和4年度県立中学校入学者選抜に係る  
新型コロナウイルス感染症等への対応について

高校教育課

1 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定された場合

受検生の状況		受検対応	配慮申請
感染症罹患患者	検査日前日時点で退院又は待機解除されていない。		
濃厚接触者 <sup>※1</sup>	<b>① 以下の項目に1つでも該当する場合</b> <input type="checkbox"/> 初期スクリーニング検査 <sup>※2</sup> により陰性が確認されていない(未検査である場合も含む)。 <input type="checkbox"/> 37.5℃以上の発熱症状がみられる。 <input type="checkbox"/> 微熱, 咳, 鼻水等の症状がみられる。	受検できない	【様式Ⅱ-3】 調査書による選抜 (特例措置)
	<b>② 以下の項目の全てに該当する場合</b> <input type="checkbox"/> 初期スクリーニング検査の結果, 陰性であること。 <input type="checkbox"/> 検査日当日も無症状であること(別紙「健康状態チェックリスト」を記入し, 検査日当日に持参すること)。 <input type="checkbox"/> 検査日当日, 公共交通機関を利用せず, 検査会場に自動車等で往復できること。	受検できる	【様式Ⅱ-3】 別室受検

※1 濃厚接触者: 保健所より濃厚接触者に特定された者

※2 初期スクリーニング検査: 自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査(行政検査)

2 受検生本人が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者に特定されていない場合

受検生の状況		受検対応	配慮申請
発熱等の症状がない者			【申請なし】 通常受検 <sup>※3</sup>
発熱等の症状がある者	インフルエンザに罹患している。	受検できる	【様式Ⅱ-3】 別室受検
	インフルエンザ様症状又は微熱, 咳, 鼻水等の諸症状がある。		
海外帰国者	検査日が入国後14日間の待機期間にあたる, 令和3年12月25日以降に帰国した者。	受検できない	【様式Ⅱ-3】 調査書による選抜 (特例措置)

※3 適性検査の受検に際し, 新型コロナウイルス感染症罹患者が確認された小学校長から, 「新型コロナウイルス感染症に対する精神的不安」を理由に配慮申請があった場合, 当該中学校長は, 県教育委員会教育長と協議の上, 配慮することが妥当であることを認めた場合, 該当する受検生の別室受検を認めることとする。

### 3 調査書による選抜（特例措置）又は別室受検の申請について

調査書による選抜（特例措置）又は別室での受検対応を必要とするときは以下のように対応する。

#### （1）1月6日（木）までに、感染又は濃厚接触であることが確認された場合

- イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、小学校へ電話で連絡する。
- ロ 小学校は、配慮申請書（様式Ⅱ-3）を作成し、出願先中学校へ提出する。

#### （2）1月7日（金）までに、感染又は濃厚接触であることが確認された場合

- イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、小学校へ電話で連絡する。  
※1月7日（金）午後5時以降に判明した場合については、（3）と同じ対応をとるものとする。
- ロ 小学校は、出願先中学校へ午後5時までに電話で連絡する。
- ハ 小学校は、1月11日（火）に配慮申請書（様式Ⅱ-3）を、出願先中学校へ提出する。

#### （3）1月8日（土）午前8時30分までに、感染又は濃厚接触であることが確認された場合、又は発熱症状（インフルエンザ罹患・インフルエンザ様症状）が見られた場合

- イ 保護者は、調査書による選抜又は別室受検の希望を、出願先中学校へ午前8時30分までに電話で連絡する。
- ロ 保護者は、出願先中学校へ上記イの連絡をした旨を、小学校へ1月11日（火）に電話で連絡する。
- ハ 小学校は、配慮申請書（様式Ⅱ-3）を作成し、1月12日（水）までに、出願先中学校へ提出する。

### 4 円滑な県立中学校入学者選抜の実施に向けた対応について

- （1）児童及び当該県立中学校・高等学校教職員は、マスクの着用やうがい、手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染症予防を徹底すること。
- （2）検温の結果については、前日から別添「体温報告書」に記録し、受検をする県立中学校に検査日当日に提出する。
- （3）受検の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合は、あらかじめ医療機関を受診すること。
- （4）児童や当該県立中学校・高等学校教職員に感染が確認された場合は、速やかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、対応を協議することとする。
- （5）発熱、咳等がある当該県立中学校・高等学校教職員は勤務を控え、速やかに医療機関を受診させる等、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すこととする。

### 5 その他

- （1）調査書等の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ・出席日数や学習評価の内容等の記載により、不利益を被ることがないように配慮する。
- ・スポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等について参加できなかったことのみをもって不利益を被ることがないように配慮する。
- （上記の取扱いは、昨年度と同様）

- （2）「受検上の配慮申請書（様式Ⅱ-3）」、「適性検査前日から当日までの発熱症状対応フロー図」、「体温報告書」については、高校教育課のホームページ（<https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyou/kyo-r4senbatu.html>）からダウンロードすることができる。